

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置要綱

(総則)

第1条 この要綱は、公益財団法人旭川市スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体に

おける倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という。）が提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問合せ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）設置に関する事を定める。

(体制)

第2条 相談窓口は、総務委員会の下に置き、その事務は、本会が所掌するものとする。

(相談内容の範囲)

第3条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる次の相談等に対応するものとする。

- (1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）に関する事。
- (2) 身体的・精神的セクシャルハラスメントに関する事。
- (3) 身体的・精神的パワーハラスメントに関する事。
- (4) ドーピング防止及び薬物乱用防止に関する事。
- (5) 不適切な経理処理に関する事。

(相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれも可能とする。

- 2 前項の利用方法は、本会ホームページに掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(手続き)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

- 2 事案の相談等を受けた場合、相談窓口は速やかに当該加盟団体等に報告し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。
- 3 事案の確認及び対応の依頼を受けた本会及び当該加盟団体等は、相談等に関する確認調整にあたり協力・連携して対応するものとする。
- 4 相談窓口は、事案及びその確認並びに対応結果について、総務委員会委員長に報告するものとする。

- 5 総務委員会委員長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し、対応するものとする。
- 6 総務委員会は相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構への相談及び問合わせを相談者に提案するものとする。

(情報の保護)

第6条 相談等に対する役職員並びに総務委員会委員は、正当な理由なく、相談等の内容を開示してはならない。

(対応者の責務)

第7条 相談等を受けた役職員は、法令及び本会規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(補則)

第8条 その他、相談窓口について必要な事項は、総務委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置要綱運営細則

- 1 この細則は、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置要綱」第8条に基づき相談窓口について必要な事項を定めるものとする。
- 2 相談窓口（事務局長）に相談が電話、電子メール、ファクシミリ、書面、面会等で寄せられた場合は、次の通り処理するものとする。
 - (1) 相談窓口は、相談者の氏名、居住地を確認し、相談内容を別紙様式（様式1）により聴取し、その事実が解決するまで保管しなければならない。
 - (2) 相談窓口は、速やかに事実を担当する係を決定しなければならない。
 - (3) 担当課は、当該加盟団体等に協力を求め事実確認を行い、その結果を別紙様式（様

式2)により相談窓口に報告すること。

なお、匿名（相手が特定できない）の相談については、当該加盟団体に対し事実確認を行った後、その結果を別紙様式（様式2)により取りまとめ保管すること。

(4) 団体や個人に対する誹謗中傷は、受け付けない。

3 相談窓口は、相談者の相談内容や個人情報を正当な理由なく公開してはならない。

4 相談窓口は、相談内容及び対応結果を取りまとめ総務委員会に報告しなければならない。

5 この運営細則は、総務委員会の決定により改正することができる。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。